

## 「自衛隊イラク派遣違憲判決から 10 年」

2018 年 04 月 10 日

私が原告として関わり、また、支援した裁判は数件ある。勝った裁判は「統一教会」の一件だけで、後は皆敗北した。しかし、負けたけれども勝ったという裁判がある。それは、名古屋で起こした自衛隊イラク派遣の差し止め訴訟である。3 千人からなる原告団に加わったが、裁判過程を随時克明に報告してくれた。一審で敗訴し、名古屋高裁に控訴した。名古屋高裁の青山邦夫裁判長は、イラク派遣によって具体的権利としての平和的生存権が侵害されたとまでは認められず、差し止めや損害賠償は認められないと、原告の訴えを却下し、国側勝訴の判決を下した。ところが、判決の中で、下記のような要旨を述べている。

① 平和的生存権はすべての基本的人権の基礎にあり、憲法 9 条に違反する戦争などで個人の生命、自由が侵害される場合は裁判所に救済を求めることができる。② 国際的な武力紛争の一環として殺傷や破壊行為が行われたバグダッドは、イラク特措法にいう「戦闘地域」に該当する。③ 米国の要請で、クウェートの空港からバグダッド空港へ武装した多国籍軍の兵士を輸送している。後方支援といえ、他国による武力行使と一体化した行動と評価される。④ 空自の空輸活動は、武力行使を禁止し、活動を非戦闘地域に限定したイラク特措法、「憲法 9 条 1 項に違反」している。

憲法 9 条違反の判決は、3 度目である。1957 年の砂川事件で、安保条約に基づく米軍駐留は憲法違反とする伊達判決があった。1973 年、「長沼ナイキ基地訴訟」で、札幌地裁は 9 条違反の判決を出した。これらの判決は、上級審でひっくり返された。3 度目が、2008 年の名古屋高裁判決である。差し止めや損害賠償を認めないとして、国が勝訴したため、上告できず、イラク派遣は違憲であるとする判決は確定した。敗訴したけれども、「憲法違反」を勝ち取った実質的な勝訴であった。青山裁判長の見事な判決であった。

当時の福田康夫首相は、この判決を「傍論」だと無視し、田母神俊雄航空幕僚長は「隊員の心境を代弁すれば『そんなの関係ねえ』」と、判決を茶化すような言い方をしていた。

2012 年に、陸自を南スーダン P K O に派遣し、2015 年に、他国を武力で守る「集団的自衛権」を可能にする安保関連法が制定された。名古屋高裁判決から 10 年を経て、「東京新聞」は、違憲判決を出した青木氏のインタビューを掲載している。青木氏はイラク訴訟判決を最後に、依願退職し、大学教員に転職された。そして、札幌地裁の南スーダン P K O 派遣差し止め訴訟の弁護団に参加し、今も続けている。9 条 2 項の次に、自衛隊を明記する加憲論に対し、「国民の抵抗感を少なくする意図でしょうが、戦力不保持を明記した 2 項が空文化する。『今までと変わらない』と言うなら、手をつけなくていいのでは」と言い、下記のように語っている。「憲法を守る努力をしなくてはならない。改正に抵抗がない人も初心に戻り、平和と人権を踏まえた長い歴史の中で作られている憲法の良さを分かってもらいたい。理想的で一歩進んだ面がある。だからこそ大切にしてほしい。」

森友問題の文書改ざんには驚いたが、イラク日報文書が、廃棄したと 1 年も隠蔽されていたことには恐怖を感じた。隠蔽した理由が、イラクは「戦闘状態」だったことを隠すためであったのか、防衛大臣をバカにして報告する必要がないとしたのか分からない。いずれにしても、文民統制が崩れていることに間違いはない。文民統制が崩れて、軍部が暴走し、中国侵略が始まった歴史は誰もが知っていよう。違憲判決を勝ち取って 10 年目になるが、法が恣意的に扱われ、米軍のオスプレイが我が物顔に飛び交い、内と外で、不穏な状況にある。法の支配と民主主義をしっかりと確立することが求められる。